

令和5年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和5年9月6日付5宇市人第369号にて諮問を受けた標記の件について、
審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

| 区分 | 報酬等月額（円） |
|-----|-----------|
| 議長 | 635,000 |
| 副議長 | 585,000 |
| 議員 | 535,000 |
| 市長 | 1,075,000 |
| 副市長 | 895,000 |
| 教育長 | 785,000 |

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方に基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

こうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の俸給が引き上げとなっていますが、その額はわずかであり、反映させるほどではないこと等も考慮すると、報酬等を積極的に引き上げるような状況にないと考えているところであります。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、昨年の本審議会において、本来あるべき水準への回復の検討を提言したところですが、特別職においては、減額措置を継続する判断をされました。このことについては、市の財政状況や、行財政運営の取組等により、減額を継続する判断をされたものと受け止めておりますが、本審議会といいたしましては、答申に基づいた条例本則の月額を支給することが望ましいと考えているものであり、今後の行財政状況等を見極める中で、かかるべき時期に、本来の水準へ回復されるべきと考えます。

終わりに、物価上昇等が市民生活に大きな影響を与える中にあって、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところであります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。